

# 令和8年度 下諏訪町高齢者クラブ補助金 補助事業概要

## 1 趣 旨

高齢者の地域内での仲間づくりを推進し、地域社会との交流や社会奉仕活動を通して広く高齢者の福祉増進を図ることを目的として、町内高齢者クラブ団体の事業活動に対し支援を行います。

## 2 補助対象団体

原則として、町内の65歳以上の町民（会員）が10名以上で構成され、次の活動を行っているクラブ・団体を対象とします。

- (1) 町内各区及び町内会単位で活動を行っている単位高齢者クラブ
- (2) 代表者を置き、活動の目的を定め定期的な活動（概ね月に1回程度）を行う高齢者団体
- (3) その他、特に町長が交付対象団体と認める団体

なお、次のいずれかに該当する場合は、交付対象としないことがあります。

- ・年間の活動が不定期かつ著しく少なく、活動状況の把握が困難な団体  
（最低2ヶ月に1回、何らかの活動を実施している団体）
- ・営利を目的とする団体

※他の補助金を利用している場合でも本補助金の利用は可能ですが、予算書や決算書において明確に区別して示せるように注意してください。

※会員の大半が町民以外で構成される団体については、要件を満たしていても対象としないことがあります。（例：総会員数50名の団体の内、町民会員が10名、町外会員が40名の団体）

※団体の活動目的等が高齢者を対象としたもので無い場合、対象としないことがあります。

## 3 補助対象事業及び交付要件

### (1) 補助対象事業

下諏訪町高齢者クラブ補助金交付要綱第2条に規定する事業のいずれかに該当する事業

- ①高齢者クラブ活動の増進に関すること。  
（例：単位高齢者クラブでの活動に必要な事業）
- ②高齢者福祉の増進に関すること。  
（例：健康づくり、生きがいづくりのための趣味等の事業）
- ③地域社会との交流に関すること。  
（例：仲間づくり、集いの場づくりのための事業）
- ④社会奉仕活動に関すること。  
（例：ボランティア活動）
- ⑤その他目的達成のため必要な事業

### (2) 交付要件

- ①年1回の「地域貢献活動」を実施していること。  
（例）地域の公民館等の清掃活動、福祉施設への慰問、町民文化祭への作品出展、湖岸清掃への団体としての参加 など
- ②町からの依頼事項への参加協力に応じていただけること。  
（例）町の高齢者福祉計画策定にあたり、意見聴取への協力をお願いする場合があります。

※従前のような「充て職」としての委員就任等を求めるものではありません。

※補助金は、個人名義のみの口座（代表者個人名義を含む）へ振り込むことはできません。  
（例：〇〇会 会計▲▲ ■■といった会の名称が入った口座であれば可能）  
補助金の使途が明らかにできるよう団体名の口座を開設することが望ましいですが、  
口座開設が間に合わないなど、やむを得ない事情がある場合は、保健福祉課 窓口で  
現金により交付します。（受領の際は、代表者の本人確認及び領収書への押印が必要です。）

#### 4 補助対象外事業

- (1) 営利事業（会場使用料や暖房代等の実費負担以上に参加費等の費用を徴することで利益が発生する事業、物品の提供並びにサービス提供を目的とする事業）
- (2) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (3) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

#### 5 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費全般を対象としますが、次の経費については対象外となる場合があります。

なお、感染症予防対策として必要な手指消毒用品等の購入費は対象経費とします。

##### ・食糧費

会議やスポーツ活動等におけるお茶代、飴代、茶菓子代については、必要と認められる範囲で対象としますが、酒類、料理、弁当等の飲食物、接待を目的とした宴席料及びサービス料は、原則として対象外とします。

#### 6 補助金の交付額

##### (1) 補助金額

算定基礎	補助金額の算定方法
①均等割額	1 団体あたり一律 15,000 円
②人数割額	会員 1 名あたり 500 円（町外の方や 65 歳未満の方は対象外）
算定基礎の①と②の合計額を 1 団体あたりの補助金額とする。	

##### (2) 補助限度額 26,000 円

#### 7 事業実施スケジュール

- 6月中旬 班回覧（チラシ）、町ホームページ、新聞等により補助金制度の周知広報  
前年度交付団体へ申請書類送付  
  
（※説明会は開催せず、問い合わせのあった団体へ申請書類を郵送、申請相談に応じる形とする。）
- 7月15日 申請書類受付期限（郵送提出も可）
- 8月上旬 補助金の交付（交付団体は補助事業を実施する）
- 12月上旬 意見交換会（交付団体 意見交換会・実績報告留意事項説明 ほか）
- 翌2月中旬 交付団体に対し、補助金実績報告・精算に係る書類の送付
- 翌3月下旬 補助金実績報告締切 → 補助金交付金額の確定・精算

【お問い合わせ】 下諏訪町保健福祉課 高齢者係  
TEL：0266-27-1111（内線127） FAX：0266-27-1676  
E-Mail：kourei@town.shimosuwa.lg.jp